

秩父さくら湖利用計画

令和6年6月26日

秩父さくら湖利用協議会

はじめに

浦山ダムの湖面（秩父さくら湖）は一般に開放され利活用されているところであるが、湖面を利活用していく上で安全の確保及びダム周辺の環境の保全に留意することを目的とし、「秩父さくら湖利用計画」を策定するものである。

なお、本計画は、湖面を利活用する一般者をその対象とし、ダム管理上必要となる船舶や警察・消防等の船舶は対象とはしないものとする。

I. 利用水域

原則として湖水位の最高水位（常時満水位 EL393.3m）以下の範囲を対象に設定するものとする。

1. 通航調整

河川管理施設の操作に支障となり、危険防止の観点から次の地域を通航禁止区域とする。別図－1

○ダム堤体付近（堤体～網場）

副ダム周辺の通航は、10月1日から6月30日までの期間で浦山ダム貯水池の水位等が次の場合に限るものとする。

貯水位 EL. 373.0m 以上

ダムへの流入量 10m³/s 以下

生態系の保護、保全区域の設定から次の地域を通航禁止区域とする。

○大久保谷地区水鳥保護区域（フロートにより区域設定）

なお、水面の利用を整序し適正な湖面利用を推進するため、及び湖面の水質保全の観点からプレジャーボート等の燃料式船外機の使用を禁止するものとする。ただし、電動式船外機の使用は可能とする。

2. 遊漁区域の調整

河川管理施設の操作に支障となり、危険防止の観点から次の地域を遊漁禁止区域（別図－1）とする。

○ダム堤体付近（堤体～網場）

○副ダム（魚道の上流 10m～下流 10m の範囲）

○清水バイパス取水堰付近（魚道の上流 10m～下流 10m の範囲）

浦山ダム貯水池周辺の道路通行規制に伴い、安全管理の観点から次の地域を遊漁禁止区域（別図－２）とする。

○大久保谷地区水鳥保護区域（フロートにより区域設定）

ブラックバス等、外来種を捕獲した場合において、再放流及び生きたままの持ち出しを禁止する。

Ⅱ．利用期間及び利用時間

湖面の利用期間及び利用時間は下表に示すとおりとする。

区 分	利用期間	利用時間
船舶を用いる場合 （日向進入路から入湖）	年末年始等を除く通年 ただし、ダム管理の都合上 必要な場合、臨時に利用を 中止することがある。	開門 07：15 閉門 17：00 （夜間は進入路入口を閉鎖）
船舶を用いない場合	原則として通年。 ただし、ダム管理の都合上 必要な場合、臨時に利用を 中止することがある。	7：15～17：00

Ⅲ．許可使用の範囲

次の利用メニューについて使用許可等を受けるものとする。

- 1) 団体利用によるヨット、カヌー、ボート等 施設管理者
- 2) 釣り等 漁業権（秩父漁業協同組合）

Ⅳ．安全管理対策

ダム湖面における犯罪、事故等の防止及び発生した場合の諸活動を迅速的確に行うため、関係機関・団体が相互に緊密な連絡を保ち、総合的かつ効果的な安全対策を樹立し、安全思想の高揚と事故防止等の活動を推進するものとする。

1．事故等の防止

湖面への進入路及びよく利用される箇所には看板を設置し、事故防止に関する啓発を行う。

2. 第三者事故が発生したときの連絡体制の整備等

ダム湖面において実際に事故が起こってしまった場合、迅速な救助活動を行うため連絡体制を整備する。

3. 湖面活用と安全管理措置

レクリエーション活動別の安全管理として、利用者は下表に示すような措置を講ずるものとする。

湖面活用区分	安全管理方針
個人活動	原則として自由使用であるが、入湖時に湖面利用届を記入してもらうことにより入湖者の確認を行う。 また、看板等で救命胴衣の着用を義務づける。
グループ活動	教育活動等の一貫としての占用許可施設の使用に伴う所要の安全管理措置を講じる。 (救命胴衣の着用、レスキュー艇の配備等)

V. 環境保全対策

1. ゴミ投棄等の規制

河川区域でのゴミ等の破棄については河川法で禁止されているが必要に応じ看板を立てるとともに一般客に対し、「ゴミ持ち帰り」等ダム湖周辺の環境保全に関する啓発を行う。

2. 火気等の使用の禁止

山火事等の危険防止のため、秩父さくら湖周辺では、たき火、バーベキュー等、火気の使用を禁止する。

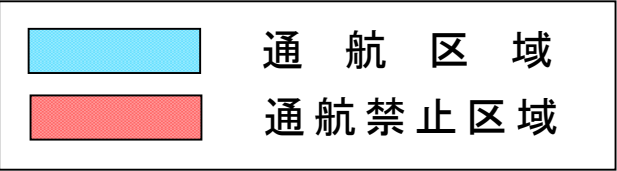
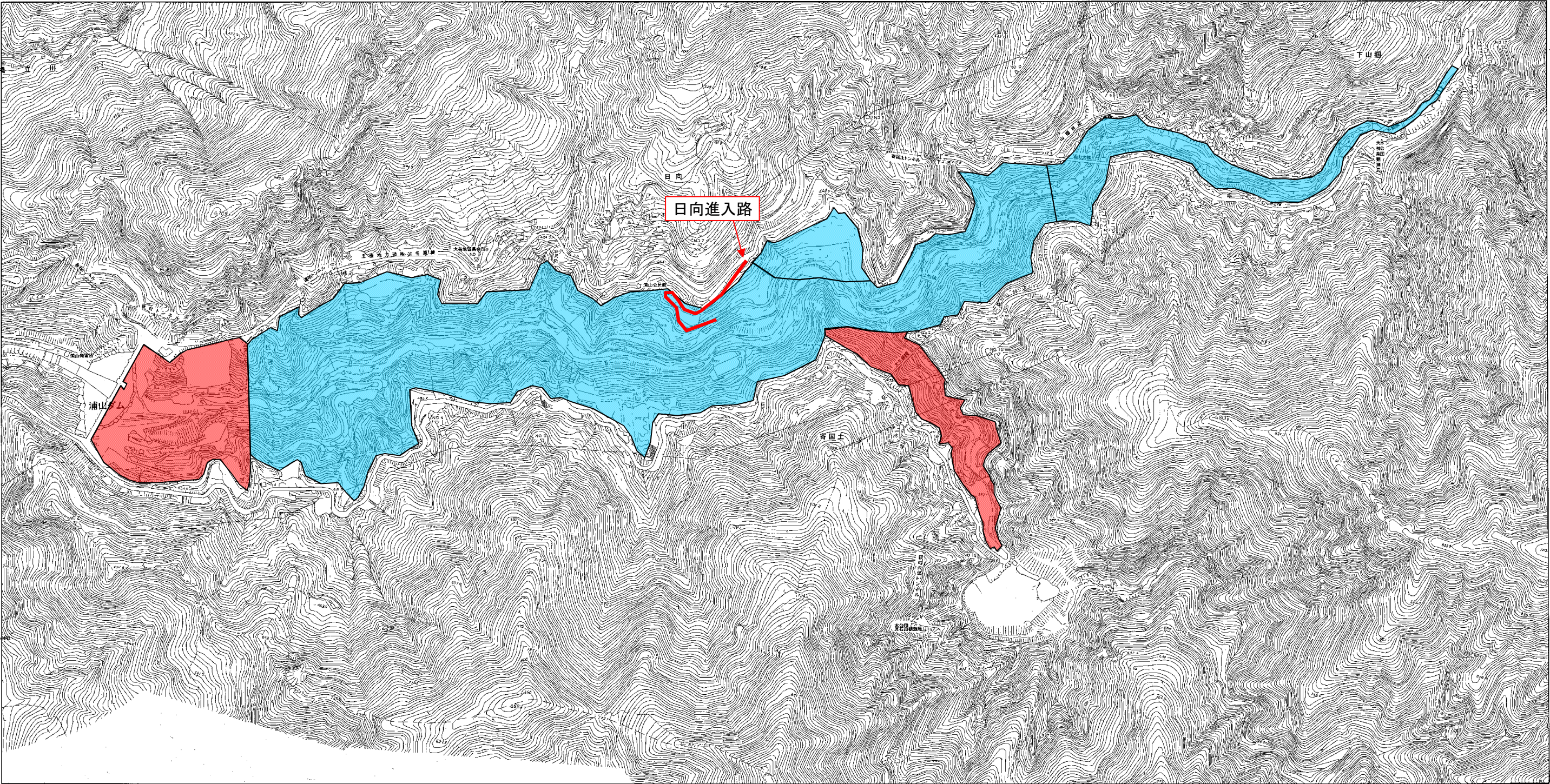
3. 車の乗り入れ等の規制

管理用道路等からダム湖への進入路については、日向進入路は日々夕方施錠して夜間の乗り入れを制限する。その他の進入路は、車止めを設置し、入れないようにするものとする。

日向進入路の使用にあたっては、車両の進入、船舶の移動等の支障となるような使用は禁止する。

秩父さくら湖通航区域図

別図－1



秩父さくら湖遊漁区域図

別図-2

